

堺個審答申第114号  
(答申第150号)  
令和4年9月20日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会  
会長 矢口智



答 申

令和4年7月27日付け堺戸住第733号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	特定個人情報保護評価書「住民基本台帳に関する事務」(全項目評価書)の再評価に対する第三者点検について
分類	条例第35条第2項【個人情報保護審議会意見】 ※特定個人情報保護評価に関する規則第7条4項の第三者点検 <関係法令> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価指針第6-2(4)【特定個人情報保護評価(一定期間経過)】
担当課	市民人権局 市民生活部 戸籍住民課
審議日	令和4年8月9日(第200回) 令和4年9月7日(第201回)

## 審 議 結 果

### 審議会の結果

堺市長が令和4年7月27日付で堺市個人情報保護条例35条2項に基づき諮問した「特定個人情報保護評価書「住民基本台帳に関する事務」(全項目評価書)の再評価に対する第三者点検について」は、特定個人情報保護評価指針に基づき点検を行った結果、特定個人情報保護評価指針に定める目的に照らし、同評価書の記載内容は妥当であると認める。